

第 号

令和 年 月 日

税務署長

必要行為継続期間延長通知書（構造改革特別区域法用）

令和 年 月 日付で下記のとおり申請のあった必要行為継続期間の延長（構造改革特別区域法用）については、構造改革特別区域法第 27 条第 9 項の規定により、令和 年 月 日付第 号で通知した必要行為の継続指定期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までに改めます。

記

製造場又は販売場の 所 在 地	
製造場又は販売場の 名 称	
必要行為の継続許可 年 月 日 及 び 番 号	令和 年 月 日
必要行為の継続指定 期 間	令和 年 月 日から の間 令和 年 月 日まで
延長を必要とする 期 間	令和 年 月 日から の間 令和 年 月 日まで
延長を必要とする 理 由	
申 請 時 に お け る 製 品 の 数 量 （ m l ）	
申 請 時 に お け る 半 製 品 の 数 量 （ m l ）	
処 分 計 画	